

令和 8 年 8 月 1 3 日からの大雨に伴う放置車両の移動について

災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項の規定により、下記の区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

1 指定する区間

千葉市域内の市管理道路（補助国道、県道、市道、条例指定道路）



2 指定日時

令和 8 年 8 月 1 4 日（金） 8 : 0 0

＜参考＞災害対策基本法第 7 6 条の 6 第 1 項について

（災害時における車両の移動等）※一部抜粋

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。